

令和7年度 小田原市高等学校等奨学生の募集について

小田原市では、経済的理由により高等学校等への修学が困難で、学習意欲のある生徒を対象に学資の一部として奨学金を支給します。

1 応募資格

小田原市に住所を有し、以下の高等学校等のいずれかに在学していること。

- (1) 高等学校（全日制課程、定時制課程及び通信制課程）
- (2) 中等教育学校の後期課程（全日制課程、定時制課程及び通信制課程）
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校の第1学年から第3学年まで
- (5) 専修学校の高等課程及び一般課程
- (6) 各種学校のうち高等学校の課程に類する課程及び国家資格者養成課程

2 対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 経済的な理由により高等学校等の修学が困難であること。
- (2) 学習意欲があり、今後の学力の向上が期待できること。
 - ・ 要件の該当については、教育委員会が審査し決定します。
 - ・ 生活保護（高等学校就学費）の給付を受けている方は対象外です。
 - ・ 他の奨学金を受けている方も利用できます（併給可）。

<所得制限の目安>

※ 家族の年齢や人数等の状況により異なりますので目安としてご利用ください。

世帯人数	世帯構成（参考例）	世帯全体所得※
2人	母、高学生1名	208万円
3人	父、母、高学生1名	270万円
4人	父、母、高学生2名	307万円

- ・ ここでの所得は、社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した後の額です。
- ・ 所得制限を超えても、保護者の失業や死亡等により、世帯の所得が著しく減少する場合は、認定となることがあります。

3 奨学金（給付型）の概要

- (1) 募集人員 100 名
- (2) 支給額 年額 40,000 円（返還不要）
- (3) 決定時期 8 月に応募者全員へ郵送により結果を通知します
- (4) 支給方法 8 月末に指定された銀行口座に振り込みます
(振込通知書は発行しないため、通帳等でご確認ください。)

4 申請方法

- ・申請書類を在籍する高等学校等へ提出してください。~~事務局へ提出~~ X 月 6 月 30 日 (月)
 - ・在籍校での締切日は学校が設定しますので、在籍校へお尋ねください。
 - ・在籍校から小田原市への提出期間は 6 月 2 日 (月) から 7 月 9 日 (水) 【必着】です。
- 《申請書類入手方法》 教育指導課窓口または県西地域の高等学校等高校にて取得
市ホームページからダウンロード (4 月以降)

5 申請書類

- (1) 奨学金支給申請書 (様式 1) ……保護者及び奨学生が作成
- (2) 委任状兼口座振替依頼書 ……保護者及び奨学生が作成
- (3) 推薦書 (様式 2) ……在籍校が作成
- (4) 課税証明書*

※ 次の①から③に該当する方は、提出が必要です。

- ① 1 月 2 日以降に小田原市に転入された方
- ② 小田原市に住所があるが、他市区町村で住民税が課税されている方
- ③ 主たる生計維持者が市外に単身赴任している方

6 問い合わせ先

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市教育委員会 教育指導課 学事・教職員係 (市役所本庁舎 5 階・藤通路)

電話 0465-33-1682 (学事・教職員係)